

東京における自然の保護と回復に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十六号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第十一条まで（現行のとおり）</p> <p>（東京都自然環境保全審議会）</p> <p>第十二条（現行のとおり）</p> <p>2 審議会は、知事の諮問に応じ、自然の保護と回復に関する次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>一 から四まで（現行のとおり）</p> <p>五 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）及び温泉法（昭和三十二年法律第百二十五号）の規定によりその権限に属する事項に関すること。</u></p> <p>六 東京都自然公園条例（平成十四年東京都条例第九十五号）の規定によりその権限に属する事項及び自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）<u>第七条第四項</u>の国定公園に関する公園事業に関すること。</p> <p>七（現行のとおり）</p> <p>3 から9 まで（現行のとおり）</p> <p>第十三条から第二十四条まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第十一条まで（略）</p> <p>（東京都自然環境保全審議会）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 審議会は、知事の諮問に応じ、自然の保護と回復に関する次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>一 から四まで（略）</p> <p>五 <u>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）及び温泉法（昭和三十二年法律第百二十五号）の規定によりその権限に属する事項に関すること。</u></p> <p>六 東京都自然公園条例（平成十四年東京都条例第九十五号）の規定によりその権限に属する事項及び自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）<u>第十二条第四項</u>の国定公園に関する公園事業に関すること。</p> <p>七（略）</p> <p>3 から9 まで（略）</p> <p>第十三条から第二十四条まで（略）</p>

(野生動植物保護地区)

第二十五条 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 何人も、第一項の野生動植物保護地区内においては、その野生動植物保護地区に係る野生動植物(動物の卵を含む。)を、捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 から四まで (現行のとおり)

五 自然公園法第三十一条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号若しくは第三号に掲げる事項に従つて行つもの又は東京都自然公園条例第十八条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号若しくは第三号に掲げる事項に従つて行つものを行う場合

六 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、保全地域における自然の保護と回復に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるものを行うためにする場合

七 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて許可した場合

(野生動植物保護地区)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 何人も、第一項の野生動植物保護地区内においては、その野生動植物保護地区に係る野生動植物(動物の卵を含む。)を、捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 から四まで (略)

五 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、保全地域における自然の保護と回復に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるものを行うためにする場合

六 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて許可した場合

第二十六条 (現行のとおり)

(許可の条件)

第二十七条 知事は、第二十二條第三項、第二十四條及び第二十五條第三項第七号の許可には、保全地域における自然の保護と回復のために必要な限度において、条件を付することができる。

第二十八條及び第二十九條 (略)

(許可及び届出の適用除外)

第三十條 次に掲げる行為については、第二十二條第三項、第二十四條及び第二十八條の規定は、適用しない。

一及び二 (現行のとおり)

三 自然公園法第三十一條第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行つ行為であつて、同項第二号若しくは第三号に掲げる事項に従つて行つもの又は東京都自然公園条例第十八條第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行つ行為であつて、同項第二号若しくは第三号に掲げる事項に従つて行つもの

四 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、保全地域における自然の保護と回復に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

第二十六条 (略)

(許可の条件)

第二十七條 知事は、第二十二條第三項、第二十四條及び第二十五條第三項第六号の許可には、保全地域における自然の保護と回復のために必要な限度において、条件を付することができる。

第二十八條及び第二十九條 (略)

(許可及び届出の適用除外)

第三十條 次に掲げる行為については、第二十二條第三項、第二十四條及び第二十八條の規定は、適用しない。

一及び二 (略)

三 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、保全地域における自然の保護と回復に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

2 次に掲げる行為については、第二十三条及び前条の規定は、適用しない。

一 から三まで (現行のとおり)

四 自然公園法第三十一条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行つ行為であつて、同項第二号若しくは第三号に掲げる事項に従つて行つもの又は東京都自然公園条例第十八条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行つ行為であつて、同項第二号若しくは第三号に掲げる事項に従つて行つもの

五 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、自然環境保全地域又は森林環境保全地域における自然の保護と回復に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

六 自然環境保全地域又は森林環境保全地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している行為

第三十一条 (現行のとおり)

(国等に対する特例)

第三十二条 国の機関又は地方公共団体が行つ行為については、第二十一条第三項、第二十四条又は第二十五条第三項第七号の許可を受ける

2 次に掲げる行為については、第二十三条及び前条の規定は、適用しない。

一 から三まで (略)

四 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、自然環境保全地域又は森林環境保全地域における自然の保護と回復に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

五 自然環境保全地域又は森林環境保全地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している行為

第三十一条 (略)

(国等に対する特例)

第三十二条 国の機関又は地方公共団体が行つ行為については、第二十一条第三項、第二十四条又は第二十五条第三項第六号の許可を受ける

ことを要しない。この場合において、その国の機関又は地方公共団体は、その行為を行おうとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

2 (現行のとおり)

第三十三条 (現行のとおり)

(土地の買入れの義務)

第三十四条 都は、保全地域内の土地でその区域の自然の保護と回復のために必要があると認めるものについて、その所有者から第二十二条第三項、第二十四条又は第二十五条第三項第七号の許可を得ることができないため、その土地の利用に著しい支障を来すこととなることにより、その土地を都において買入れを旨の申出があつた場合において、これを買入れるものとする。

2及び3 (現行のとおり)

第三十五条から第四十二条まで (現行のとおり)

(東京都希少野生動植物保護区の指定等)

第四十三条 (現行のとおり)

2から5まで (現行のとおり)

6 次に掲げる行為については、第四項の規定は適用しない。

ことを要しない。この場合において、その国の機関又は地方公共団体は、その行為を行おうとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

2 (略)

第三十三条 (略)

(土地の買入れの義務)

第三十四条 都は、保全地域内の土地でその区域の自然の保護と回復のために必要があると認めるものについて、その所有者から第二十二条第三項、第二十四条又は第二十五条第三項第六号の許可を得ることができないため、その土地の利用に著しい支障を来すこととなることにより、その土地を都において買入れを旨の申出があつた場合において、これを買入れるものとする。

2及び3 (略)

第三十五条から第四十二条まで (略)

(東京都希少野生動植物保護区の指定等)

第四十三条 (略)

2から5まで (略)

6 次に掲げる行為については、第四項の規定は適用しない。

一 (現行のとおり)

- 二 自然公園法第三十一条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号若しくは第三号に掲げる事項に従つて行つても又は東京都自然公園条例第十八条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号若しくは第三号に掲げる事項に従つて行つても
- 三 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、東京都希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのないものとして規則で定めるもの
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めて許可したものの

第四十四条から第五十五条まで (現行のとおり)

(適用除外)

第五十六条 第四十七条及び第四十八条の規定は、次の各号に掲げる行為については、適用しない。

一 (現行のとおり)

- 二 自然公園法第十三条第三項若しくは第十四条第三項の許可に係る

一 (略)

- 二 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、東京都希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのないものとして規則で定めるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めて許可したものの

第四十四条から第五十五条まで (略)

(適用除外)

第五十六条 第四十七条及び第四十八条の規定は、次の各号に掲げる行為については、適用しない。

一 (略)

- 二 自然公園法第十七条第三項若しくは第十八条第三項の許可に係る

る行為、同法第十三条第九項第三号若しくは第十四条第八項第三号に掲げる行為若しくは同法第五十六条の協議に係る行為又は東京都自然公園条例第十二条第一項の許可に係る行為若しくは同条例第六項第三号に掲げる行為

三 自然公園法第三十一条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号若しくは第三号に掲げる事項に従つて行つもの又は東京都自然公園条例第十八条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号若しくは第三号に掲げる事項に従つて行つもの

- 四 (現行のとおり)
- 五 (現行のとおり)
- 六 (現行のとおり)
- 七 (現行のとおり)
- 八 (現行のとおり)
- 九 (現行のとおり)

第五十七条 (現行のとおり)

行為、同法第十七条第九項第二号若しくは第十八条第八項第二号に掲げる行為若しくは同法第四十条の協議に係る行為又は東京都自然公園条例第十二条第一項の許可に係る行為若しくは同条例第六項第二号に掲げる行為

- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 (略)
- 六 (略)
- 七 (略)
- 八 (略)

第五十七条 (略)

(報告及び検査等)

第五十八条 知事は、自然の保護と回復のため必要な限度において、第十四条第一項の届出をした者、第二十二条第三項、第二十四条、第二十五条第三項第七号、第四十二条第一項若しくは第四十三条第四項の許可を受けた者、第二十三条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者又は第四十七条第一項、第四十八条第一項若しくは第四十九条第一項の許可を受けた者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、第十四条第一項の届出に係る行為を行う土地若しくは建物内に立ち入り、保全地域内、東京都希少野生動植物保護区内若しくは第四十二条第一項、第四十三条第四項、第四十七条第一項、第四十八条第一項若しくは第四十九条第一項の許可に係る行為をする土地の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第十四条第一項、第二十二条第三項各号、第二十三条第一項各号、第二十四条、第二十五条第三項本文、第四十二条第一項、第四十三条第四項各号、第四十七条第一項、第四十八条第一項若しくは第四十九条第一項に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然に及ぼす影響を調査させることができる。

2及び3 (現行のとおり)

(報告及び検査等)

第五十八条 知事は、自然の保護と回復のため必要な限度において、第十四条第一項の届出をした者、第二十二条第三項、第二十四条、第二十五条第三項第六号、第四十二条第一項若しくは第四十三条第四項の許可を受けた者、第二十三条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者又は第四十七条第一項、第四十八条第一項若しくは第四十九条第一項の許可を受けた者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、第十四条第一項の届出に係る行為を行う土地若しくは建物内に立ち入り、保全地域内、東京都希少野生動植物保護区内若しくは第四十二条第一項、第四十三条第四項、第四十七条第一項、第四十八条第一項若しくは第四十九条第一項の許可に係る行為をする土地の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第十四条第一項、第二十二条第三項各号、第二十三条第一項各号、第二十四条、第二十五条第三項本文、第四十二条第一項、第四十三条第四項各号、第四十七条第一項、第四十八条第一項若しくは第四十九条第一項に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然に及ぼす影響を調査させることができる。

2及び3 (略)

第五十九条（現行のとおり）

（損失補償）

第六十条 都は、第二十二條第三項、第二十四條、第二十五條第三項第七号若しくは第四十三條第四項の許可を得ることができないため、第二十七條若しくは第四十三條第五項の規定により許可に条件を付けられたため、第二十三條第二項の規定による処分を受けたため、又は前條第一項の規定による職員^の行為のため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2及び3（現行のとおり）

第六十一条から第六十八条まで（現行のとおり）

第五十九条（略）

（損失補償）

第六十条 都は、第二十二條第三項、第二十四條、第二十五條第三項第六号若しくは第四十三條第四項の許可を得ることができないため、第二十七條若しくは第四十三條第五項の規定により許可に条件を付けられたため、第二十三條第二項の規定による処分を受けたため、又は前條第一項の規定による職員^の行為のため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2及び3（略）

第六十一条から第六十八条まで（略）